

令和3年度
第7回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和3年9月24日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和3年度第7回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和3年9月17日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和3年9月24日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和3年9月24日 13時30分			議長	立柳 優
	閉会	令和3年9月24日 14時03分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 19名 欠席 0名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	日戸重雄	○	11	中村一彦	○
	2	田村昭雄	○	12	竹田和夫	○
	3	阿部正光	○	13	工藤嘉充	○
	4	菊田健生	○	14	古川美枝子	○
	5	熊澤威人	○	15	向久保 勉	○
	6	小山田和義	○	16	山本範夫	○
	7	國司 功	○	17	大森直子	○
	8	松村勝彦	○	18	三浦美恵子	○
	9	吉田 晃	○	19	立柳 優	○
10	高橋栄光	○				

議事録署名委員	議席番号 3番	阿部正光	議席番号 4番	菊田健生
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	伊藤純子		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地調整係長	佐々木和查		
	農地調整係主事	古川裕太		
	農地調整係主事	高橋彩斗		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（伊藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。本日の欠席委員はございません。よって、現在の出席委員は19名中19名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

ただ今から、令和3年度八幡平市農業委員会第7回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中19名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

2 議事録署名人の選任

議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、3番 阿部正光 委員、4番 菊田健生 委員を指名します。

3 会期の決定

議長（立柳会長）

次に、令和3年度八幡平市農業委員会第7回総会の会期についてお諮りいたします。

第7回総会の会期は令和3年9月24日、1日間とすることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって、令和3年度第7回総会の会期は、令和3年9月24日の1日間とすることに決定いたしました。

4 報告

議長（立柳会長）

次に、事務局から第7回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、総会資料の3ページをお開き下さい。第7回運営委員会報告を致します。

次第のとおり1項目の報告及び連絡、並びに5項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和3年9月以降の主な会議 行事 等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、10月8日（金）午前9時30分に決定となりました。

2項目め。令和3年度第7回総会についてとなります。本日の総会の運営について協議を行い午後1時30分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。

3項目め。地区調査会の開催についてとなります。内容について協議を行ったところ、同じページの下側に記載したとおり地区調査会ごとに開催することが決定されました。関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。なお、9/22に西根南地区調査会と本日の昼から松尾地区調査会が開催されたことを報告します。

次のページの左上、4項目め。令和3年度第2回地域農業マスタープラン実践塾の参加についてとなります。実践塾の内容について説明し、参加について協議を行いました。

協議の結果、次のページの上側に記載したとおり、地区調査会ごとに参加人数を調整して、参加することが決定されました。

続いて、5項目め。令和3年度岩手県農業委員会大会についてとなります。内容を説明し、参加について協議を行いました。

協議の結果、同じページの下側に記載したとおり、運営委員を中心に参加人数を調整して、参加することが決定されました。

なお、4項目め、5項目めの参加者については、改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。同じく、関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

続きまして、次のページの左上、5情報提供等となります。

中村委員から、米価に関する情報提供があり、同じ中村委員より農業委員及び推進委員の皆さまが所有している携帯電話番号の公表について提案が出されました。

協議の結果、委員の皆さまから意向を確認することとし、後日に、地区調査会や郵送を通して、携帯電話番号の活用に向けた意向確認の調査をお願いしたところです。関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

協議の後に事務局から2件の情報提供を行い、続いて立柳会長から情報提供がありました。情報提供の内容は、米の収穫量と果樹の関係する熊の被害について話されました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和3年度第7回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和3年9月24日 運営委員長 会長 立柳優。

以上となります。

議長（立柳会長）

ただ今の「第7回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の10ページをご覧ください。

令和3年8月25日から令和3年9月23日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番から かた括弧5番 までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧6番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は9月14日の火曜日でございます、6件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、農業委員の1番委員 日戸重雄委員、農業委員の2番委員 田村昭雄委員、推進委員の西根南地区の1番委員 工藤章夫委員、推進委員の西根北地区の1番委員 田村保造委員、推進委員の松尾地区の1番委員 米田公明委員5名でございます。さらに帷子地区の5条案件で地元である推進委員の西根北地区の2番委員 遠藤 勇委員にも参加いただきました。合計6名です。

また、事務局からは伊藤局長と古川主事と私の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 3 件となっております。

申請の説明に入る前に、農地法第 3 条の概要を簡単にご説明いたします。農地法第 3 条とは、農地を農地のまま売買、贈与や、また貸借などによる権利移動のことです。いわゆる耕作を目的とする権利移動となります。

それでは、申請の説明に入ります。

申請番号 1：松尾寄木第 11 地割 299-2、田、628 m²を含む 5 筆 4,280 m²です。

賃貸借権の設定です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は野菜を作付予定とのことです。また譲受側である株式会社MAYASUSTAINERGYは、新規就農で、農作業従事者は 1 人、年間従事日数は 240 日、主な機械の所有状況は「トラック 1 台」と営農計画書が提出されています。また申請農地の面積も、4,280 m²と下限面積要件も許可要件を満たしております。

申請番号 2：平館第 25 地割 9-1、畑、600 m²を含む 4 筆 5,221 m²です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで別の農業者との貸借で、野菜と牧草を作付していた農地です。権利取得後は、そばを作付予定とのことです。

申請番号 3：細野 443-2、田、3,924 m²を含む 3 筆 9,665 m²です。公売による所有権の移転です。なおこの申請は、令和 3 年 6 月 24 日開催の総会において、ご審議していただきました買受適格証明願に対する農地であることを申し添えます。申請地は今まで作業受託契約で、リンドウとそばを作付していた農地です。権利取得後はそばを作付け予定とのことです。

申請地の明細については 3 ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の 1 ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 1 番日戸重雄委員にお願いいたします。

1 番（日戸委員）

1 番 日戸重雄です。

申請番号1番ですが、位置は柏台小学校から北東に約 2.2kmの地点です。

現場には熱水ハウスがあり現在は、自己保全管理となっております。

申請番号2番ですが、位置は、平館高等学校を中心に約 200m以内に点在しております。

現況は、野菜及び牧草が作付されておりました。

申請番号3番ですが、位置は、JR安比高原駅から北西へ約 2kmの地点です。

現況は、りんどう及びそばが作付されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第 1 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

8 番（松村委員）

はい。

議長（山本会長）

はい、松村委員。

8 番（松村委員）

8 番の松村です。申請番号 1 番の作物は何でしょうか？

議長（山本会長）

事務局、回答をお願いします。

事務局（高橋主事）

申請番号 1 番の作物ですが、野菜です。具体的に言うとバジルの栽培です。

議長（山本会長）

ほかに、質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 1 号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長 (立柳会長)

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (古川主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の説明の前に、農地法第5条について簡単にご説明いたします。

農地を農地以外に利用する目的で貸し借りや売り買いなどをする場合には、農地法第5条による県知事の許可が必要となります。具体的には、親の持っている農地に息子が住宅を建設する場合や、建設業者が他人の農地を資材置場として利用する場合などは、事前に農地法第5条の許可を取る必要があります。

では、議案の説明をいたします。

議案の6ページをお開きください。今月の申請は2件になります。

申請番号1、松尾第30地割40-1、畑、286㎡。転用の目的は、売買による駐車場の敷設です。内容は、駐車場が計画されております。

申請番号2、帷子第9地割32-3、田、458㎡。転用の目的は、贈与による一般住宅の建設です。内容は、一般住宅、駐車場、通路等が計画されております。

関係資料の2ページをご覧ください。申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号1番と2番ともに10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、どちらも集落に接続して建設されることが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 (立柳会長)

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号1番 日戸重雄 委員に願います。

1番 (日戸委員)

1番の日戸重雄です。

申請番号1番ですが、位置は、市役所から北へ約600mの地点です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は、住居新築予定地に隣接しており、自己所有地のみでは家族が営む事業に使用する大型車両の駐車スペースが足りないため選定したとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は、寺田小学校から南へ約400mの地点です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、実家の隣で、夫婦共働きでも留守の心配がなく安心して子育てができることなどから選定したとのことでした。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようなので、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決いたします。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の説明の前に、農地法の適用外証明について簡単にご説明いたします。

適用外証明とは、農地が耕作放棄され木が生えた結果、山林になったり、農地に許可なく建物を建ててしまったなどの理由によって現況が農地以外となってから20年以上経過した土地について、農地として復旧することが困難と認められる場合に、農業委員会が証明を行うものです。

この証明書があることで、地目変更をすることが可能となります。

では、議案の説明をいたします。

議案の8ページをお開きください。今月の申請は1件になります。関係資料2ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1、平館第25地割9-3、畑、236㎡。現況は、居宅が建設されており、宅地化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号1番 日戸重雄 委員にお願いいたします。

1番（日戸委員）

1番の日戸重雄です。

申請番号1番ですが、位置は、平館高等学校から南西へ約150mの地点です。現況は、居宅が建設されており、宅地化しておりました。申請地は、地目を確認せずに居宅を建設し、昭和54年頃から宅地化してしまっただけのことでした。

いずれの申請農地も、非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをご覧ください。今月の申請は、2件となっております。

申請の説明に入る前に、農業経営基盤強化促進法の概要を簡単にご説明いたします。農業経営基盤強化促進法とは、認定農業者や一定面積以上の農業者・担い手が、耕作を目的とする権利移動となります。なお、賃貸借権は、有償でのやり取り、金銭でのやり取り又は、お米などの物納でのやり取り、と契約期間を定める申請で、使用貸借権は、無償でのやり取り、いわゆる契約期間のみを定める申請になります。

それでは、申請の説明に入ります。

全て新規の申請です。賃貸借権設定が1件、使用貸借権設定が1件です。

初めに、賃貸借権の設定です。申請番号1番は、松尾地区に係る申請です。

次に、使用貸借権の設定です。申請番号2番は、西根南地区に係る申請です。

申請地の明細については、下段の申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会 (14時03分)

議長 (立柳会長)

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第7回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。
ご協力ありがとうございました。

事務局 (伊藤事務局長)

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

(礼)

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年10月25日

会 長 _____

3 番 委 員 _____

4 番 委 員 _____

令和3年度

第7回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和3年9月24日（金）午後1時30分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 会期の決定
- 4 報 告
 - (1) 第7回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 5 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 6 閉 会